

## ～特集2～

### カンボジアにおける法整備支援

#### 「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ1」 完了報告

国際協力部教官 亀卦川 健一

##### はじめに

カンボジアに対する日本の法整備支援は、国際協力事業団（JICA、現独立行政法人国際協力機構）の技術援助としての民法・民事訴訟法起草支援に始まった。起草支援は、平成11年から平成15年までのフェーズIにおいて民法・民事訴訟法草案完成の成果を挙げ、平成16年から平成20年までのフェーズIIにおいては民事訴訟法付属法令完成などの成果を収めた<sup>1</sup>。そして、同年4月からは、不動産登記法などの付属法令起草をカンボジア側主導で行うフェーズIIIが開始された。

起草支援によって民事訴訟法などが制定されても、これを適正に運用する人材がいなければ法が画餅に帰すことはいうまでもないが、カンボジアにおける裁判官など法曹関係者の人材不足は極めて深刻であった。カンボジア政府は平成15年11月に王立裁判官・検察官養成校（RSJP）を開講したが、教官・教材の不足など教育は不十分なものであった。そこで、同校における民事裁判教育課程を改善するため、平成17年からJICAの裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトが開始された<sup>2</sup>。同プロジェクト・フェーズ1において長期派遣専門家として国際協力部から柴田紀子教官（現東京地方検察庁検事）が派遣された。

以下は、柴田専門家による同プロジェクト・フェーズ1の業務完了報告である。

<sup>1</sup> 日本のカンボジアに対する民法・民事訴訟法起草支援については、本誌2号1頁～“特集「カンボジア民事訴訟法起草支援」”，同7号17頁～“特集「カンボジア民法・民事訴訟法起草支援」”，同11号4頁～“特集「カンボジア民法草案の起草支援作業に携わって」「カンボジア王国民法典草案」”，同12号5頁～“特集「カンボジア王国民事訴訟法典草案」”，同31号9頁～“特集「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」”において紹介されている。

<sup>2</sup> カンボジア裁判官・養成校に対する支援の経緯やその内容については、本誌18号1頁“国際研修「カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援」”本誌25号3頁～“特集「国際協力部教官座談会・私たちのカンボジア法整備支援」「カンボジア現地セミナー報告」”，本誌31号158頁～“国際研修「第2回カンボジア法曹養成支援研修」”，本誌33号90頁～“国際研修「第3回カンボジア法曹養成支援研修」”において紹介されている。

# カンボジアでの 771 日間を振り返って

法務省法務総合研究所国際協力部教官  
JICA カンボジア長期派遣専門家  
(現東京地方検察庁検事)  
柴 田 紀 子

## 1 はじめに

私は、2006年2月19日から2008年3月31日までの間、国際協力機構（JICA）の長期派遣専門家として、カンボジアに滞在していた。カンボジアの首都プノンペン市にある王立裁判官・検察官養成校（以下、「RSJP」という。）の支援のためだ。その支援の内容については、これまで、ICD NEWS で何度か取り上げられているので、今回は、カンボジアにいた771日間の喜怒哀楽を個人的に振り返ってみたい。振り返ると、とても楽しかったと思うと同時に、鼻がつんとして、目に熱いものがこみ上げてもくる。今までの人生の中で一番楽しかったと言って過言ではないと同時に、悲しい出来事にも遭遇し、感情の起伏の激しい日々だった。

## 2 「喜」—カンボジアの日常生活と若い人たちの熱気

カンボジアの朝は早い。午前6時過ぎには起き、午前7時ころから午前8時前ころまでの間に、出勤。公共交通機関がないので、運転手付きの自動車での出勤である。アパートの敷地の中で毎朝運転手が待機している。私が最後の1年と数か月を過ごしたアパートは、とても静かで、小さなプールとジムはついているが、レストランやビジネスセンターのようなものはない。私は1階に住んでいて、部屋には寝室が2つ、リビング・ダイニングルーム、そして小さなキッチンがあった。小さな庭もあった。庭には、名前の分からぬ鳥がたくさん遊びに来て、朝は鳥の声で目覚めた。日中は暑いのでほとんど庭に出ることはないが、深夜、庭にある椅子に座って空を眺めると、星や月が美しかった。

毎日、RSJP に行くのだが、ほぼ毎日、出勤途中に、「フレスコ」という名前の新しいカフェに立ち寄り、そこでカフェ・ラテを買った。カンボジアの一般的なコーヒーは、コーヒーを煮詰めたような濃いもので、カンボジア人が好むような氷と練乳を入れて飲む分にはおいしいのだが、私のように、ブラックかカフェ・ラテ（砂糖なし）を好む場合にはお勧めできない。そこで、私は、出勤前には必ずここに立ち寄るばかりか、一日2度3度訪れることが多かった。だから、すっかり顔なじみの常連客となってしまい、私が訪れると、注文しなくともカフェ・ラテの大きいサイズを入れてくるようになっていた。カフェ・ラテ1杯が小さいサイズで2.5USドルほど、大きいサイズで3.5USドルくらい。カンボジアで普通にコーヒーを飲んだら1000リエル（0.25USドル）くらいだから、かなり高い。日本のスターバックスやタリーズと比べても高いと思う。味は、特別おいしいわけではないが、西欧や日本

にあるようなコーヒーが飲めるので、西欧人の客でいつもにぎわっていた。

午後零時から午後2時ころまでは昼休み。みな、基本的には自宅で食事をする。私も、いったんアパートに帰って食事をし、余った時間で昼寝をするか、SPAに立ち寄ってマッサージを受けたりしていた。午後は2時からで、オフィスには大体午後7時ころまでいた。夕食は、友人と外食をするほか（カンボジアは食べ物が安くておいしく、日本・イタリア・フランス・インド・中華・カンボジア料理等各種レストランがそろっている）、テイクアウトをするか、デリバリを頼んでいた。日本だとデリバリは、ピザや寿司等一部の料理に限られている上、安い金額だと受け付けてもらえなかつたりするが、カンボジアでは人件費が安いせいか、どんなレストランでも基本的にデリバリをしてくれるし、安い金額でも受け付けてくれる。だから、しばしば、帰宅直後に電話で先に注文をしておき、その後、服を着替え、雑用をしながらアンコールビールを飲んでいると、間もなく食事がやってきた。アンコールビールというのは、カンボジアのビールで、日本のビールより薄く、値段は350ミリリットル缶1缶が50円程度だった。夜は、仕事を持ち帰ることも多かったが、毎日、時間がゆったり流れているので、一人になっていろいろと落ち着いて考える時間を持つこともできた。そういう意味でも貴重な日々だった。

加えて、カンボジアでは、プロジェクト活動の中で、やる気と能力に満ちた若い人たちとたくさん出会った。彼らは、自分たちの力でカンボジアを立て直すのだという自信と自負に満ちていて、とてもまぶしかった。彼らのことについてはいろいろな場面で触れているから、ここではこれ以上説明しないが、彼らとの出会いは一番の大きな喜びであったし、私はいつも彼らに勇気付けられていた。

### 3 「怒」－汚職

多くの途上国で見られるように、カンボジアでも、汚職は深刻である。先日のカンボジアの新聞によれば、火事になっても、消防署員に金を支払わなかったため、家が燃えていても火を消してもらえなかつたという。私自身、カンボジア滞在中、警察官に因縁をつけられてお金を取られるという被害に遭ったことがある。まだカンボジアは、金や権力がものをいう部分が大きく、こういう場面に遭遇して、庶民が苦しんでいるのを見る度に、怒りを禁じ得なかつた。

### 4 「哀」－キムセン

キムセンは、カンボジア人男性で、2008年2月12日、29歳の若さで亡くなつた。彼は、RSJP 民事教育改善プロジェクトのアシスタントとして、私と森田隆業務調整員が2006年6月に雇用したカンボジア人だつた。当時、プロジェクトオフィスには、ブントゥーンという名前の、大学の法学部を出たカンボジア人アシスタント1名がいた。しかし、彼は余り英語が得意でなかつたし、また、プロジェクト活動も忙しくなってきて、翻訳等の業務が増えてきたことから、英語が少しできるアシスタントを雇おうと考えて、キムセンを雇つた。彼は、法学部を卒業はしていなかつたが、幼少期をお坊さんとして過ごし、その後、お坊さんを還俗し、あ

る外国人の援助を得ながら大学で英語や教育の勉強をし、ひょんなことから、アシスタントとして応募してきた。当時、数人のカンボジア人をインタビューしたが、キムセンを雇用することで私と森田さんの意見はすぐに一致した。特段英語に秀でたわけでも、法律の知識が優れていたわけでもなかったのだが、彼の誠実な人柄になぜか二人ともひかれた。とはいえ、多少は、英語の実力を期待して雇用したのだが、想像よりも彼の英語力は高くなかった。しかし、予想外に、彼は、ロジ面についての才能を発揮した。以前からいたブントゥーンは、法律に興味を持っていて、仕事を終えた後、夜間大学院で勉強もし、将来法律家となることを夢見ていたが、良い意味でも悪い意味で、おおらかな性格で、ロジ面では余り優秀とはいえなかつた。しかし、キムセンは、長年のお坊さんとしての修行の成果か、とても几帳面であった上、偉そうな態度を取ることが全くなく、また、人が嫌がるような雑務を率先して引き受け、雇用後間もなく、オフィスではなくてはならない存在となつた。

そんな立派で硬派なキムセンだったが、お茶目な面もあった。お坊さんあがりだったせいか、ことわざをとてもよく知っていて、何か出来事があると、ことわざを引用したお説教のようなものが始まった。英語を通じてだし、文化の違いもあるので、その意味は正確には伝わらなかつたが、私より年下のキムセンが、まじめくさってことわざを説明する姿がとても愉快だった。また、カンボジアでは、「はい」のことを男性は「バー」というのだが、なぜか、カンボジア人はあいづちとして、外国人である我々には不必要ではないかと思えるほど、「バー」を連発した。つまり、何かという度に、「バー・バー・バー・・・」と連呼するのだ。特にキムセンは礼儀正しい人間だったから、それがひどくて、常に「バー」の連呼となつた。恐らく、カンボジア文化の中では、それは丁寧で良いことなのだろうけど、外国人の我々からはおかしくして仕方なかつた。加えて、私と英語で話す時には、彼は、「バー」をなぜか「OK」と訳して、「OK, OK, OK・・・」とOKを連呼した。それもまたおかしくて仕方なかつた。だから、彼がカンボジア人相手に電話で話していくて「バー」を連発していくても、いつもおかしくて噴き出していたし、私相手にOKを連呼しても笑いをかみしめるのにいつも苦労していた。電話といえば、面白いエピソードがある。キムセンがオフィスで働き始めてまだ間がないころ、オフィスに設置された固定電話が鳴ったためキムセンが応対したのだが、相手が何も言わずに電話を切ってしまうということが繰り返し起こつた。嫌がらせだろうかと思っていたら、どうやら、キムセンが、電話が鳴る度に、電話機のボタンを押して切つてしまつていて判明した。カンボジアでは、携帯電話が先に普及していて、固定電話を使ったことがなかつたのだ。途上国が置かれている状況を象徴する出来事であった。

そんなキムセンは、2008年2月12日、水疱瘡にかかって死んでしまつた。水疱瘡にかかつたと言って仕事を休みだして1週間もしない内に、病院で亡くなつてしまつた。亡くなる日の朝、キムセンは、弱っていたが、普通に英語で会話することができた。彼は、容態が良くなないので仕事を休みたいと電話してきた。し

かし、その後容態は急激に悪化し、夕方には、病院を訪れたブントゥーンを見ても、誰か判別できなくなっていた。夜には、重篤な状態となり、医師も今夜が峠だと見放した。看護師が、手動の酸素吸入器をむなしく動かしていた。私は、苦しむキムセンをただ呆然と見ているしかなかった。水疱瘡で人が死ぬなんて、しかも、私の身近でそんなことが起こるなんて、夢にも思わなかった。キムセンは、何か言おうとして必死で、口につけられた酸素吸入器を外そうとしてもがいていた。しかし、何か英語様の言葉を話すだけで、意味は不明だった。見かねた家族が、ペンと紙をキムセンに手渡したら、何かアルファベットと数字を書きなぐった。また、キムセンは朦朧としながら、なぜか自分の携帯電話をしきりに操作していた。そして、空に両腕を突き出して、タイピングをするしぐさをしていた。病院にいた家族・親戚・友人らは、既にキムセンが亡くなるものとして、どうやって故郷につれて帰るか、葬式はどうするか、費用の工面をどうするかを話していた。これがカンボジアの現実なのである。彼が、裕福だったら、もっと早くタイやシンガポールに搬送されて助かっていたと思う。しかし、もう手遅れだった。キムセンは、2月12日夜遅く、水疱瘡に肺炎を併発し、病院で息を引き取った。

そばにいながら、彼の命を救ってあげることができなかつたことが本当に悔しくて随分と自分を責めた。これまでの人生の中で一番自分を責めたかもしれない。後でキムセンの家族から聞いた話だが、キムセンは最後まで仕事を気にしていましたという。そういえば、英語を話そうとしたのも、アルファベットを書きなぐったのも、携帯電話を操作していたのも、何か私たちに言いたかったからなのかもしれない。几帳面なキムセンのことだから、容態が良くならないで仕事にいけないと伝えたかったのかもしれない。あるいは、朦朧とする中でも仕事をしていたのかもしれない。そう思うと、余計につらかった。

彼が亡くなった日、彼の第一子が別の病院で誕生した。こんなことが現実に起るのである。残酷とも思えるが、キムセンがほんの一瞬、第一子を胸に抱くことができたことは救いだった。その子は男の子で、キムセアンという。キムセンにそっくりでとってもハンサムな子だ。キムセンは、貧しい家庭に生まれ、決して楽ではない生活をしてきたのだが、プロジェクトで雇用することとなって収入を得るようになり、これを機会にお金をためて新たに勉強をしようなどといろいろ夢見ていたところだった。私も、離任を目前に控え、時々、キムセンと、プロジェクトが終了した後の進路などについて話していたところだった。そのキムセン亡き今、キムセンの家族にはあらゆる意味において試練が待っている。それでも、キムセアンには、たくましく、キムセンのように立派で、みんなから愛され、尊敬される人間になってほしい。そして、キムセアンが大きくなつたころには、カンボジアの医療事情が、そして、司法が今より改善されることを切に願っている。



写真：キムセアン

## 5 「楽」－スパ

カンボジアにはスパが多い。専ら外国人向けである。タイなどのスパに比べると、接客の洗練さにかけるが、リゾートムード満点で、格安である。日本だと1時間1万円以上はすると思われるようなマッサージなども10USドルから20USドルくらいから楽しめる。カンボジアは年中暑いので、カンボジア滞在中、ストッキングは不要だったのだが、ストッキング不要ということは、素足を出すということで、そうするとかかとがかさかさになったり、爪が汚くなったりしやすい。そこで、足の手入れ（フットマッサージ、かかとの角質とり、ペディキュア）にも随分と通った。ペディキュアは、日本だと安くても数千円するが、カンボジアだと、5USドルから10USドルで楽しめる。昼休みや週末には、随分とスパを利用した。カンボジアでは人件費が安いから、コストを抑えることができるのだと思う。また、カンボジアには果物や花が豊富で安いから、これらがふんだんに使われていた。スパには、しばしば、水を張った陶器の入れ物などにきれいな花がたくさん浮かべてあった。日本だと、生花を準備するだけ相当費用がかさむが、カンボジアでは、生花がふんだんに使われていた。そういうえば、市場でバラの花束を買っても、500円も出せばバラ10本を入れたきれいな花束を作ってくれた。また、マッサージやスクラブの材料にも、本物のオレンジやらジンジャーやらがそのまま使われていて、衝撃的ともいえる香りや刺激を楽しめた。スパに関しては、カンボジアは天国だった。

## 6 最後に

カンボジアの771日、本当にいろいろな経験をした。とても一言では語りつくせない。でも一つ言えることは、カンボジアは、私にとって日本に次いで大切な国であり、今後も、カンボジアの国や人々と深くかかわっていきたいということである。

## 専門家業務完了報告書<sup>1</sup>

- 1 専門家氏名：柴田紀子
- 2 プロジェクト名：王立裁判官・検察官養成校（RSJP）民事教育改善プロジェクト
- 3 指導分野：民事教育アドバイザー
- 4 派遣期間：2006年2月19日から2008年3月31日
- 5 本邦所属先：法務省法務総合研究所国際協力部
- 6 供与、携行機材：なし
- 7 専門家活動内容と成果達成状況

### （1）活動内容

ア. WG活動（教材・カリキュラム作成、教官能力向上等を目的。活動回数・内容の詳細は、別添資料1のとおり）。

#### （ア）教官WG

RSJP校長及び民事担当教官合計7名で構成するWG。プロジェクト開始前の2004年12月から活動開始。

#### （イ）教官候補生WG

実務経験数年の裁判官7名（RSJP1期生6名を含む）で構成するWG。2006年3月から活動開始。

#### （ウ）模擬記録作成WG

前記教官候補生7名、弁護士5名、司法省職員5名（途中でさらに1名参加）で構成。2006年10月から活動開始。

#### イ. 現地セミナー・JICAネットセミナー開催（活動回数・内容は、別添資料1のとおり）。

参加者は、RSJP教官・教官候補生・模擬記録作成WGメンバーが中心であるが、司法省起草WGメンバー・司法省職員、RSJP研修生、現職裁判官・書記官等も適宜参加している。

#### ウ. 本邦研修の実施

国際協力部教官と共に本邦研修を企画し、研修時には帰国して研修に参加。

##### （ア）2006年2月

模擬記録作成WG中16名を対象。弁論準備手続のロールプレイ等を実施した。

##### （イ）2006年7月

模擬記録作成WG中16名を対象。口頭弁論手続のロールプレイ等を実施した。

#### エ. 2期及び3期前期研修モニタリング・講義

<sup>1</sup> 同報告書は業務完了時にJICAあてに提出されたものである。

前期研修講義を傍聴したほか、アシスタント1名を専属でクラスに配置して講義を録音し、講義録を作成（クメール語・英語）。定期的に研修生・教官にアンケートを実施し、問題点や課題を分析。また、RSJP教官をサポートするための講義も実施。

オ. 王立司法官職学院（R A J P）・RSJP幹部との協議

WG活動方針やカリキュラムの作成・調整等について、1か月に1から2回程度の協議を実施。

カ. 作業部会への出席

法曹養成研究会のほか、民法部会・民事訴訟法部会に出席。

キ. 実務研修（インターンシップ）<sup>2</sup>調査

詳細は別添資料2のとおり。

ク. 民事第一審手続ビデオ作成

国際協力部と共に、模擬記録作成WGで作成の模擬記録を基にした民事第一審手続ビデオを作成。

ケ. 質疑応答集作成

司法省プロジェクトと合同で質疑応答の書式を作成し、WGメンバー・研修生・その他現職法曹関係者から寄せられる質疑とそれに対する専門家の回答を集約して、日本側・現地側双方で情報を共有。

(2) 達成状況

ア. 成果1（民事教育分野において組織的に取り組む体制）

RSJPの民事担当教官は現職の裁判官や司法省幹部等と教官業務を兼務しており、RSJP専属教官は存在しない。当初、教官たちは依頼された講義を実施するだけのいわゆる「非常勤講師」でしかなく、方針（カリキュラムや教材作成指針、評価指針等）を検討するリソースがRSJP内に存在しなかった。そこで、プロジェクトでは、RSJP校長や民事担当教官をメンバーとする教官WGを立ち上げ、カリキュラム策定や教材作成等について協議するとともに、その作成も行った。このWG活動は一定の成果を挙げ、RSJP2期カリキュラムが作成されるとともに、一定の教材も作成され、RSJPが組織的に取り組む体制ができ始めた。しかし、その後、教官らは、裁判官や司法省幹部としての業務のほか、司法省起草WG業務、弁護士養成校教官業務、クメール・ルージュ裁判官業務等、多数の業務を兼任し、より多忙となり、RSJPで講義を実施するのが精一杯で、カリキュラム策定や教材作成等のWG活動を実施で

<sup>2</sup> RSJPにおける研修期間は2年間であり、RSJPにおける集合教育（前期研修8か月間と後期研修4か月間）と地方裁判所での実務修習（1年間）を内容とする。プロジェクトは、本フェーズは、RSJPにおける集合教育を支援し、実務修習についてはリグルーピングセッション（実務研修中に研修生を短期間RSJPに集めて実施する合同修習）のみを支援した。しかし、集合教育において効果的な教育を実施するためには実務研修に関する情報を収集することも重要であるし、また、次フェーズ以降で地方裁判所における実務修習の支援可能性・必要性を把握しておくため、調査を実施。

きなくなった。そこで、プロジェクトとしては、教官候補生 WG・模擬記録作成 WG など新たに結成した若手の WG に実際の作業部隊として教材作成に取り組ませ、教官 WG がこれに対してコメントをするという体制を組むこととした。また、上記教官候補生には、RSJPにおいて教官と共に講義を補佐するアシスタントとして教官らをサポートさせるとともに経験を積ませることとした。また、教官候補生らは、RSJPのみならず、R A J P 傘下の書記官養成校等での教官業務も担当している。ただ、教官候補生は、現在 7 人しかおらず、彼らにも様々な業務が集中する兆しがある。当面の間、教官人材を確保するため、RSJP 卒業生を中心に毎年新たに教官候補生を選抜して新たな WG を立ち上げ、既存の WG 活動も存続させながら、幅広く、人材を確保することに努めることとしている。このように、RSJPにおいて、組織的に取り組む体制は改善されている。

#### イ. 民事教育の内容改善

##### (ア) カリキュラム策定・改善

プロジェクト期間中、RSJP 2 期・3 期の講義が実施されたが、RSJP 1 期と比較し、また、RSJP 3 期は 2 期と比較し、大きく改善された。具体的には、RSJP 1 期では、研修期間を通して最終的に研修生に何を習得させたいかを見据えた目標や計画がなく、講師に時間をあてがって自由に講義を担当させていたため、講義間にトピックの重複があり、場当たり的と言わざるを得なかった。RSJP 2 期では、あらかじめ、RSJP 校長及び教官らをメンバーとする教官 WG で、民事科目に割り当てる総時間数を確認し、必要な科目・トピックを抽出し、効果的な教育のための講義順番も検討した後、各科目に時間を配分し、担当講師を決定するという方法でカリキュラムを決定した。そのため、講義間の重複はなく、また、計画に基づいた講義を設定することができた。カリキュラム作成過程には多大な時間を要したが、最初に基礎カリキュラムを設定して基礎を固め、かつ、RSJP 校長や教官たちにカリキュラム作成方法の一つを提示できることには大きな意味があった。なぜなら、RSJP 3 期及び 4 期も、この方法を踏襲しながら、内容の改善をすすめており、カリキュラム策定・改善という技術が一定程度定着したように思うからである。例えば、RSJP 3 期では、民事訴訟法が先に成立して適用となったことを考慮して、民法科目の前に組み込み、また、模擬裁判を前期研修の正式科目として取り入れ、さらに、無計画に実施されていた試験をカリキュラムにあらかじめ取り込むなどの改善がなされた。現在作成中の RSJP 4 期（2008 年 5 月開始）カリキュラム案では、保全・執行科目の追加、アシスタント制導入<sup>3</sup>など、さらなる改善がなされている。

<sup>3</sup> 教官候補生と教官をペアにし、講義に双方を関わらせる制度。教官候補生に講義方法を指導するとともに、多忙な教官を補佐することが目的。

#### (イ) カリキュラムの実行

おおむね、設定したカリキュラムどおりに実行することができたため、RSJP 1期に見られた問題は改善された。研修生からも良い評価を得ることができた。しかし、RSJP 3期においては、クメール・ルージュ裁判が本格化したことなどから、教官が多忙となり、総講義数については予定どおり実施できたものの、講義計画（講義の順番等）に変更が散見された。そのため、RSJP 3期生からは、講義間隔が空いたり順番が前後したことが理解の妨げとなつた旨の意見が寄せられた。RSJP 4期前期研修からは、前記アシスタント制を採用し、より忠実なカリキュラム実行を目指している。

#### ウ. 教材作成（教材については、別添資料3のとおり）

プロジェクト期間中、WG活動を通して、民事第一審手続マニュアル、民法レジュメ、事例演習、模擬記録等、各種の教材が作成され、実際の講義においてほぼ活用された。

#### エ. 教官能力向上

RSJP 教官の大半は、民法・民事訴訟法起草 WG メンバーであり、本プロジェクト開始前から民法・民事訴訟法に対する理解を有していたのであるが、プロジェクト期間中に実施した各種セミナーや、RSJP における講義を通じて、実務でどのように解釈適用すべきか、研修生に対していかに教授するかという視点も加わり、能力はより向上した。また、教官候補生については、WG開始時点では民法・民事訴訟法の知識は皆無であったにもかかわらず、WG活動・セミナー・本邦研修を通じて能力は飛躍的に向上し、日本側サポートグループ及びカンボジア国内双方において高く評価されている。

#### (3) 具体的成果品リスト（別添資料2のとおり）

#### (4) 計画と進度に齟齬があった場合、その理由

##### ア. RSJP 隔年開講から毎年開講への変更

プロジェクト開始時点では隔年開講であったが、その後方針が変更され、毎年開講となった。そのため、プロジェクト期間中、常時講義が実施される状態となり、教官の負担が増え、教材準備等のWG活動を実施する時間がなく、下記イで述べる教官WG活動の停滞の一因となった。

##### イ. 教官WG活動の停滞と教官候補生WG活動及びその成果

教官は、裁判官や司法省幹部としての業務の傍ら教官業務を担当するほか、起草WG活動、弁護士養成校教官業務、クメール・ルージュ裁判官業務等も兼務していて、極めて多忙である。前述のように、当初隔年開講予定であった講義が毎年開講となつたことも、多忙の一因となった。カンボジアでは、法曹人材不足<sup>4</sup>のため、WGメンバーと同様の能力を持った人材は皆無と言つ

<sup>4</sup> ポル・ポト後に残った法曹は数名と言われている。その後任官した裁判官は、法曹教育を受けずに任官したものばかりであった。

てもよく、WG 活動や教官業務を代替できる者は存在しなかった。そこで、前述のように、新たな WG を活用して、教官 WG を補佐する活動をフェーズ期間中実施した。そして、その新 WG 活動により、教材が作成され、また、WG メンバーの能力も予想以上に向上して教官を代替する人材と成長し、予想外の成果を挙げたのである。

#### (5) プロジェクト事業進捗に果たした専門家業務の役割

##### ア. 人材養成についての認識の醸成

教官人材不足解消のための新しい人材開拓の必要性について、カウンターパートや関係諸機関の理解を醸成したことは、本フェーズ中の最大の成果と言ってよいのではないか。というのも、プロジェクト開始時点では、カウンターパートの新人材開拓に対する認識は弱く、あるいは、認識あったとしても、様々な事情からなかなか行動に移されなかつた。そこで、専門家主導で新 WG を立ち上げ、活動を開始し、成果（教材作成・能力向上）を挙げながら、しばしばカウンターパートとの協議の場で人材開拓・要請の必要性について繰り返し訴えた。すると、次第に、カウンターパートの理解は深まり、プロジェクト終了時点では、カウンターパート自身が自らの確固たる意見として人材養成の必要性を日本側に訴え、また、自ら積極的にアイデアを出し、それを実行に移すなど、大きな変化を遂げた。また、その WG 活動（教官候補生 WG・模擬記録 WG）は、カンボジア国内の関係者（裁判所、司法省等）からも高く評価され、カンボジア司法省や弁護士会でも、同様にして人材養成に着手するきっかけを与えた。

##### イ. 日本側サポートグループとの強い連携

本プロジェクトの特徴は、日本側、特に国際協力部との強い連携にある。サポートグループの力を最大限に引き出すため、頻繁に連絡を取り、現地からの情報を提供し、支援を要請するなどして連携を図ってきたことは、プロジェクト事業進捗において大きく貢献した。

##### ウ. 他プロジェクトとの連携

他プロジェクト、特に、法制度整備支援プロジェクトとは専門家同士が綿密に連絡を取り、情報を共有したことは、互いのプロジェクト連携に大きく貢献した。

### 8 指導分野及びその関連分野に係る受入国、協力先の現状と問題点

#### ア. 受入国の現状と問題

##### (ア) 政府の方針

政府としての方針が一貫性を欠き、ときには、矛盾や問題が生じている。例えば、土地法や担保取引法と民法との関係、商事裁判所と民事訴訟法との関係、RSJP・司法省間の継続教育をめぐる問題などが例として挙げられる。

##### (イ) 大学教育

RSJP は、一定の法学の素養を前提とした実務教育実施機関である。しかし、現在の大学法学教育のレベル、特にプロジェクトが対象としている民事分野は、いまだ不十分であると言わざるを得ない。そのため、RSJP では、本来大学教育で実施されるべき内容についてもフォローしている。RSJP であるべき教育を実施するためにも、大学教育の充実が喫緊の課題である。

#### (ウ) 民事実務の混迷

RSJP は、本来、あるべき実務を指導する機関である。しかし、カンボジアでは、いまだあるべき実務の姿が混迷している。そのため、RSJP で、あるべき実務を模索しながら教育を実施し、RSJP で検討された内容を基に実務が形成されていくという逆転現象が起きている。カンボジアの現状に照らせば、やむを得ないことかもしれないが、プロジェクト開始時点では、カンボジア側（司法省等）が実務をより形成していることを想定していたため、プロジェクト期間中、多々戸惑いがあった。日本側の支援体制も、もう少し、カンボジア側の自主性を期待しており、ここまでコミットメントは予定していなかった。現在は、これらの問題を踏まえ、カンボジア国内では人材の養成が重要視されているし、日本国内においてもサポート体制の充実が検討されている。

### イ. 協力先の現状と問題

#### (ア) 教官人事体制

現在、RSJP には常勤教官がおらず、裁判官や司法省幹部が本来業務との間で時間調整をしながら講義に臨んでいる。しかも、RSJP・司法省・裁判所との間で組織的に調整がなされているのではなく、各教官が個人ベースで調整しているにすぎない。そのため、他業務を理由に予定されていた講義スケジュールが変更されることが多々起こる。この問題を解決するためには、RSJP 教官体制を組織的に組むことが必須である。例えば、日本の司法研修所と同様に、一定の経験ある裁判官等の中から、一定期間、RSJP 教官業務に専従させる等、大きな仕組みとしての教官人事を検討しなければいけない。

#### (イ) 王立司法官職学院（R A J P）内の学校乱立

RSJP は、R A J P 奉下にあり、R A J P 下には、RSJP のほか、書記官養成校・執行官養成校があり、いずれも 2008 年 6 月開講予定であるほか、公証人校の設立も予定されている。学校設立は政府の方針であり、やむを得ないことがあるが、いまだ RSJP においても教官人材・教材不足が問題であり、また、教育内容の改善が必要な中で、学校乱立が RSJP に悪影響を与えないかが危惧される。

### 9 専門家指導分野及びその関連分野で、今後プロジェクト目標を達成するために残された課題

#### ア. 教材のより充実・改善

#### イ. カリキュラムの改善、特に実務教育への転換

現在、新法成立間もないことや大学教育が未成熟であることを考慮して、大学で教えるべき基本的な教育も RSJP で実施している。しかし、次第に、これらは大学教育へと移行し、RSJPにおいては、より実務に特化した教育へと転換していかねばならない。

#### ウ. 教官会議・教官人事等、自立的運営のための体制作りのより充実

##### (ア) 教官会議

本フェーズでは、専門家が主催して WG やセミナー、R A J P/RSJP 幹部との協議を実施してきた。しかし、次第にカンボジア側にこれらを委譲していかねばならない。そのために、まず、R A J P/RSJP 幹部が主催する教官会議を実施し、そこでカリキュラムや教材作成指針について議論する必要がある。

##### (イ) 教官人事体制の確立

日本の司法研修所では、一定の実務経験を有する裁判官が 3 年程度教官業務に専属で当たる。カンボジアは、民法・民事訴訟法は成立したばかりで、これに基づく民事裁判実務経験を有する裁判官はまだいない上、そもそも法曹人材不足であること、給与が低いことなどから、専属的に教官業務に当たらせることが困難である。しかし、前述の教官会議のほか、教材作成活動等に深くコミットする教官人材を確保する方策を考えなければ、自立的な運営はなかなか望めない。

#### 10 専門家指導分野及びその関連分野で、今後受入国が取り組む必要があると考えられる課題

##### ア. 大学教育の充実

###### イ. 法曹関係者、そのほか官公庁・組織、一般市民への普及

民法・民事訴訟法に基づく民事裁判実務は、旧実務と大きく異なる。新民事裁判実務を定着させるためには、まずは法曹、そして、その周辺者（書記官、執行官、公証人等）の理解が必須である。また、関係する官公庁・組織、一般市民に対しても、その基本理念や利点、旧実務と異なる点などを広め、広く新実務が受け入れられる素地を醸成しておけば、実務定着の大きな支えとなる。例えば、簡易なパンフレットの作成やセミナーの実施等、広報的効果をもった活動が期待される。

#### 11 類似プロジェクト、類似分野への今後の協力実施に当たっての教訓、提言等

##### ア. 支援スタンスや最終ゴールについての共通認識を持つこと

西洋諸国に見られるように、自国の制度をそのまま移転するのか、あるいは、相手国（被支援国）の事情を考慮しながらの支援を試みるのか、後者の場合、どの程度までどのような方法で実施するのか、何を最終ゴールとするのか。そのためには、日本側に長期的な視点でどのような体制をとっておく必要があるのか。

プロジェクト開始前に、日本国内関係者間、日本・カンボジア間で、十分な共通認識を持つ必要がある。ここに共通認識を持っていないと、プロジェクト開始後、関係者間で方針の食い違いが生じ、問題が生じるだろう。

##### イ. 言語一通訳・翻訳

法分野では、言葉一つでその意味が大きく異なり、語学力に加えて、法に対する十分な理解がないと通訳・翻訳は難しい。通訳人材をどこに（日本か、被支援国か）、どのように確保・養成するか（通訳・翻訳の専門家に頼むのか、日本語が分かる被支援国の法曹を育成するのか等）を十二分に検討しておくことが必要不可欠である。

#### ウ. 活動・成果の視覚化・記録化

法整備支援一般は、活動・成果が見えづらいように思う。そこで、関係者のモチベーションを高めて活動を活発化させるため、あるいは、プロジェクト活動・成果を説明する手段として、活動や成果を視覚化するとよい。本プロジェクトでは、教材・講義内容・セミナー内容等を頻繁に製本し、また、活動を報告書・写真・ビデオ化するなど、目に見える形で成果を表すように努めた。そのほか、こまめに関係者にアンケートをとり、状況や問題点を客観化してこれを蓄積するよう努めた。

#### エ. 情報発信

今後、日本の法整備支援に対する国内外の理解を得るために、また、支援の質をより向上させるため、情報発信につとめるべきである。そして、そのためには、常にその準備をしておくことが必要である。本プロジェクトでは、前記ウで述べた成果の視覚化も準備の一つである。また、国外向けに、資料を英語化することも必要だろう。そのほか、活動を報告書・写真・ビデオに残したり、アンケートをこまめに実施することも大事だろう。

## ワーキンググループ活動実績

### RSJP教官のワーキンググループ開催実績

	開催年月日	内容
1	2006/03/04	JICA-Net セミナー（民事第一審手続マニュアル）
2	2006/03/20	民事第一審手続マニュアル
3	2006/03/22	民事第一審手続マニュアル
4	2006/04/03	民事第一審手続マニュアル
5	2006/04/19	JICA-Net セミナー（判決書セミナー第1日目）
6	2006/04/20	JICA-Net セミナー（判決書セミナー第2日目）
7	2006/07/24	模擬記録作成について
8	2006/08/02	8月現地セミナーについて
9	2006/08/14	民法特別講義（短期専門家；意思表示の瑕疵、債務不履行）
10	2006/08/15	民法特別講義（短期専門家；意思表示の瑕疵、債務不履行）
11	2006/08/16	民法特別講義（短期専門家；意思表示の瑕疵、債務不履行）
12	2006/08/17	民法特別講義（短期専門家；意思表示の瑕疵、債務不履行）
13	2006/08/18	民法特別講義（短期専門家；不動産の物権変動）
14	2006/08/19AM	判決における心証形成セミナー（短期専門家）
15	2006/08/19PM	判決における心証形成セミナー（短期専門家）
16	2006/08/21	民法特別講義（短期専門家；不動産の物権変動）
17	2006/08/22	民法特別講義（短期専門家；不動産の物権変動）
18	2006/08/23	民法特別講義（短期専門家；動産の物権変動、保証）
19	2006/08/24AM	民法特別講義（短期専門家；動産の物権変動、保証）
20	2006/08/24PM	訴状の書き方セミナー（短期専門家）
21	2006/08/25AM	民法特別講義（短期専門家；動産の物権変動、保証）
22	2006/08/25PM	訴状の書き方セミナー（短期専門家）
23	2006/10/09PM	模擬記録作成について
24	2006/12/06	JICA-Net セミナー（民事訴訟法セミナー）
25	2006/12/11	JICA-Net セミナー（民事訴訟法セミナー）
26	2006/12/13	JICA-Net セミナー（民事訴訟法セミナー）
27	2006/12/22	JICA-Net セミナー（訴状案について）
28	2006/12/23AM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法の基本構造）
29	2006/12/23PM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法の基本構造）
30	2006/12/25	模擬記録作成について（訴状案書式）
31	2007/05/02	JICA-Net セミナー（弁論準備手続ロールプレイ）
32	2007/05/04PM	弁論準備手続ロールプレイ
33	2007/08/07PM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法普及セミナー）
34	2007/08/08AM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法普及セミナー）
35	2007/08/08PM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法普及セミナー）
36	2007/09/13AM	JICA-Net セミナー（模擬記録と判決書）
37	2007/09/13PM	JICA-Net セミナー（模擬記録と判決書）
38	2007/09/14AM	JICA-Net セミナー（保全・執行）
39	2007/09/14PM	JICA-Net セミナー（保全・執行）
40	2007/12/13AM	民事第一審手続ビデオ鑑賞・検討

41	2007/12/17AM	RSJP 模擬裁判（2期・3期合同）
42	2007/12/17PM	同上
43	2007/12/18AM	同上
44	2007/12/18PM	同上
45	2007/12/19AM	同上
46	2007/12/19PM	同上
47	2007/12/20AM	同上
48	2007/12/20PM	同上
49	2007/12/21AM	同上
50	2007/12/21PM	同上
51	2008/02/13PM	RSJP 2期後期セミナー（判決書）
52	2008/02/14AM	同上

教官候補生WG及び模擬記録作成WG開催実績

#	開催年月日	内容	模擬 記録
1	2006/03/24	民法（総則）	
2	2006/04/07	民法（人編；行為能力制度その1）	
3	2006/04/19	JICA-Netセミナー（判決書セミナー第1日目）	
4	2006/04/20	JICA-Netセミナー（判決書セミナー第2日目）	
5	2006/04/28	民法（人編；行為能力制度その2）	
6	2006/05/05	民法（人編；行為能力制度その3）	
7	2006/05/19	民法（人編；失踪宣告、債務編）	
8	2006/05/26	民法（債務・契約）	
9	2006/06/09	民法（代理1）	
10	2006/06/16	民法（代理2）	
11	2006/06/23	民法（代理3）	
12	2006/06/30	民法（意思表示の瑕疵）	
13	2006/07/14	民法（債務不履行）	
14	2006/07/21	民法（売買－瑕疵担保責任1）	
15	2006/08/04	民法（売買－瑕疵担保責任2）	
16	2006/08/11	民法（不法行為）	
17	2006/08/19AM	判決における心証形成セミナー（短期専門家による）	○
18	2006/08/19PM	判決における心証形成セミナー（短期専門家による）	○
19	2006/08/24	訴状の書き方セミナー（短期専門家による）	○
20	2006/08/25	訴状の書き方セミナー（短期専門家による）	○
21	2006/09/01	民法（不動産物権変動）	
22	2006/09/15	民法（不動産・動産物権変動）	
23	2006/10/06	活動趣旨説明など	○
24	2006/10/13	訴状の記載事項	○
25	2006/10/20	訴状案の起案1	○
26	2006/10/27	訴状案の起案2	○
27	2006/11/24	民法（不動産・動産物権変動）	
28	2006/12/06	JICA-Netセミナー（民事訴訟法セミナー）	○
29	2006/12/11AM	JICA-Netセミナー（民事訴訟法セミナー）	○
30	2006/12/11PM	JICA-Netセミナー（民事訴訟法セミナー）	○
31	2006/12/13	JICA-Netセミナー（民事訴訟法セミナー）	○
32	2006/12/22	JICA-Netセミナー（訴状案について）	○
33	2006/12/23AM	JICA-Netセミナー（民事訴訟法の基本構造）	○
34	2006/12/23PM	JICA-Netセミナー（民事訴訟法の基本構造）	○
35	2007/01/12	訴状案の改訂作業	○
36	2007/01/19	執行、民事第一審手続の流れ、被告の言い分	○
37	2007/01/26	主張と証拠の違い	○
38	2007/02/09	民事第一審手続（ビデオ）	○
39	2007/03/09	答弁書・準備書面・証拠申出書改訂作業	○
40	2007/03/16	民事訴訟法レジュメ作成	
41	2007/04/27	民事訴訟法レジュメ作成	

42	2007/05/02	JICA-Net セミナー（弁論準備手続ロールプレイ）	○
43	2007/05/03AM	民事第一審手続ビデオ鑑賞・検討	
44	2007/05/03PM	弁論準備手続ロールプレイ	○
45	2007/05/04AM	民事訴訟法レジュメ作成	
46	2007/05/04PM	弁論準備手続ロールプレイ	○
47	2007/05/11AM	民事訴訟法レジュメ作成／RSJP 講義参加	
48	2007/05/11PM	民事訴訟法レジュメ作成	
49	2007/05/18	民事訴訟法レジュメ作成	
50	2007/05/31	民事訴訟法レジュメ作成	
51	2007/06/01AM	民事訴訟法レジュメ作成／弁論準備手続ロールプレイ	
52	2007/06/01PM	口頭弁論手続、尋問事項の作成	○
53	2007/06/08AM	民事第一審手続	
54	2007/06/08PM	民事第一審手続／RSJP 講義参加	
55	2007/06/15	尋問事項メモ作成	○
56	2007/06/22	民事訴訟法解説（本邦研修事前課題）	○
57	2007/06/28	民事訴訟法レジュメ検討	
58	2007/06/29PM	民事訴訟法解説（本邦研修事前課題）	○
59	2007/06/29AM	民事訴訟法レジュメ検討	
60	2007/08/03	保全・執行に関する質疑応答	
61	2007/08/08AM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法普及セミナー）	○
62	2007/08/08PM	JICA-Net セミナー（民事訴訟法普及セミナー）	○
63	2007/09/13AM	JICA-Net セミナー（模擬記録と判決書）	○
64	2007/09/13PM	JICA-Net セミナー（模擬記録と判決書）	○
65	2007/09/14AM	JICA-Net セミナー（保全・執行）	○
66	2007/09/14PM	JICA-Net セミナー（保全・執行）	○
67	2007/11/13PM	セミナー 民法（短期専門家による）	
68	2007/11/14AM	模擬記録完成に向けての協議	○
69	2007/11/14PM	セミナー 民法（短期専門家による）	
70	2007/11/15AM	模擬記録完成に向けての協議	○
71	2007/11/15PM	セミナー 民法（短期専門家による）	
72	2007/11/16AM	模擬記録完成に向けての協議	○
73	2007/11/16PM	セミナー 民法（短期専門家による）	
74	2007/12/13AM	民事一審手続ビデオ鑑賞・検討	○
75	2007/12/13PM	模擬裁判準備	
76	2007/12/14AM	同上	
77	2007/12/15AM	同上	
78	2007/12/17AM	RSJP 模擬裁判（2期・3期合同）	
79	2007/12/17PM	同上	
80	2007/12/18AM	同上	
81	2007/12/18PM	同上	
82	2007/12/19AM	同上	
83	2007/12/19PM	同上	
84	2007/12/20AM	同上	
85	2007/12/20PM	同上	
86	2007/12/21AM	同上	

87	2007/12/21PM	同上	
88	2008/02/15AM	判決書添削指針	
89	2008/02/15PM	同上	
90	2008/02/18AM	RSJP 2期後期セミナー（判決書）	
91	2008/02/18PM	民事訴訟法適用後の実務上の問題点について	
92	2008/02/19AM	RSJP 2期後期セミナー（執行）	
93	2008/02/19PM	同上（執行）	
94	2008/02/20AM	同上（保全）	
95	2008/02/20PM	同上（保全）	
96	2008/03/11PM	民事訴訟法適用後の実務上の問題点について	○

注：「模擬記録」欄○は模擬記録作成チームメンバーも参加のWS

# RSJPインターンシップに関する調査報告書

2007年4月  
柴田紀子・森田隆

## 1. 調査の目的

RSJP における研修期間は2年間であり、①RSJP における前期研修4か月間②地方における実務修習1年間③RSJP における後期研修4か月間を内容とするところ、本プロジェクトは、これまで、上記①を主な支援対象としていた(カリキュラム作成、教材作成、教官の能力向上)が、2008年3月31日のプロジェクト終了を目前とし、次フェーズの活動内容を検討するにあつて、上記②③の支援の必要性を検討するために、本調査を実施することとしたものである。

なお、RSJP においては、2003年11月に第1期生が入学(2005年11月に卒業して裁判官・検察官に任官)、2006年5月に第2期生が入学、2006年12月に前期研修を終了し、2007年1月からインターンシップ中である。

## 2. 調査概要

日時： 2007年4月3日・4日

調査場所：コンポンチュナン州裁判所、バタンバン州裁判所、シェムリアップ特別市裁判所

方法： 各裁判所において、所長、インターンシップ担当指導官、研修生らと協議の場を持ち、インターンシップの概要について説明を受け、問題点・要望などを聞いたほか、庁舎見学もした。また、研修生に対しては、裁判研修終了時(2007年6月)にレポートを提出することを求めた。

## 3. RSJPにおけるインターンシップの位置づけ

RSJPの研修期間は合計2年間であり、RSJPにおける集合教育1年間(前期8ヶ月+後期4ヶ月)とインターンシップ1年間に分けることが出来る。インターンシップ期間中は裁判所に配属される。

2006年												2007年												2008年							2009年				
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
2期生 前期(8ヶ月)												インターンシップ(12ヶ月)												後期(4ヶ月)											
3期生												前期(8ヶ月)				インターンシップ(12ヶ月)												後期(4ヶ月)							

## 4. 2期生インターンシップ概要

各裁判所は二つのグループに分けられており、生徒は第1ステージ(1月2日～6月15日)と第2ステージ(7月2日～12月14日)で2グループの裁判所の研修を受ける。

### 1) スケジュール：

- |                  |                                    |
|------------------|------------------------------------|
| 2007年1月2日～6月15日  | : 第1ステージ(22週)                      |
| 2007年6月18日～29日   | : 第1回リグルーピングセッション(フランス支援による刑事模擬裁判) |
| 2007年7月2日～12月14日 | : 第2ステージ(22週)                      |
| 2007年12月17日～21日  | : 第2回リグルーピングセッション(JICA支援による民事模擬裁判) |

### 2) 各ステージ(22週)の内訳：

- |                                |
|--------------------------------|
| 7週間: 檢察官業務の研修                  |
| 1週間: 司法警察業務の研修                 |
| 7週間: Investigation Judge の業務研修 |
| 7週間: Trial Judge の業務研修         |

## 5. 課題・所感等

### ① インターンシップ中の研修生の指導指針・評価基準策定

RSJP は設立されたばかりであり、研修生の教育方針や評価指針が不明確である。指導官からは、「評価の方法が分からず困っている。日本の方法を紹介してほしい。セミナーを開催してほしい。」との要望があった。また、「調書に裁判に立ち会った研修生の氏名を入れるべきか否か」「判決書に起案を担当した研修生の氏名を入れるべきか否か」などの相談もあり、日本の研修の詳細について紹介して欲しいとの要望があった。次フェーズの活動内容のひとつとして、指導指針や評価基準策定の支援も考えられると思った。

### ② インターンシップ全体に対する所感

総じて充実した内容であり、指導官、所長も熱心であった。所長自ら、研修生と共に犯行現場に赴いて指導する裁判所、研修生6人を2グループに分け、2人の裁判官がその指導に当たり、これを所長が統括するという体制をとる裁判所、研修生に「実務日誌」を作成させたり、研修生らが週に1回自主的に勉強会を実施させる裁判所など、インターンシップそのものに関しては、日本における実務修習(ただし弁護修習はないが)と近いものがあるようと思われた。

### ③ そのほか

各裁判所長からは、インターンシップ指導の前提となる、実務の混乱についての指摘が目立った。新法施行に向けた実務の体制が整っていないことに対する危機感を強く持っている様子で、「7月に民事訴訟法が適用となるが、少し勉強しただけではまったく理解できていないし、ほかの裁判官・書記官もまったく理解していない。このままでは実務が回らない。不安である。」などという発言が目立った。